

マイナンバーカード交付円滑化の取組について

1 主な経緯

- (1) 令和元年6月4日 デジタル・ガバメント閣僚会議
「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」
- (2) 令和元年6月21日 閣議決定
「経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）」
安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、(略)マイナンバーカードの普及を強力に推進する。
- (3) 令和元年9月3日 デジタル・ガバメント閣僚会議
「市区町村の交付円滑化計画について」
「各保険者におけるマイナンバーカード取得促進策等」
「マイナポイント」を活用した消費活性化策」
- (4) 令和元年9月11日 内閣官房・内閣府・総務省通知
「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」

- | | |
|---|--------------------------|
| 通 | ① 国全体の交付枚数の設定に沿った交付枚数の想定 |
| 知 | ② 設定した交付枚数に対応するための体制整備 |
| 内 | ③ オンラインでの交付申請及び出張申請の推進 |
| 容 | ④ マイナポイントに係るマイキーID設定支援 |

*別紙参照

2 当区の計画内容

(1) 交付枚数の想定

当区においては、国の想定等を踏まえ、次の交付枚数を想定して窓口体制等を整備していく。

時期	区の計画		国全体の想定	
	交付想定枚数	人口比交付枚数率	交付想定枚数	国の設定値
令和2年7月末	76,686枚	27.5%	3,000～4,000万枚	23.5～31.4%
令和3年3月末	99,086枚	35.5%	6,000～7,000万枚	47.1～54.9%
令和4年3月末	132,686枚	47.5%	9,000～10,000万枚	70.6～78.5%
令和5年3月末	166,286枚	59.5%	ほとんどの住民がカードを保有	

*区の計画は、現行の交付率を参考に算出した。

(2) 交付体制の整備

ア 受取予約制の導入

来庁者数の増加が見込まれる中、カード交付を円滑に行うため、受取予約制を導入する。予約は、電話のほかインターネットを通じても行えるよう対応する。

イ コールセンターの設置

カード受取の予約制及び問い合わせの増に対応するためコールセンターを設置する。

ウ マイキーID設定用パソコンの設置

カード受取窓口前にカードライター付きのパソコンを設置し、マイキーID（マイナポイントを利用するためなどに必要な8桁の英数字）設定の支援を行う。

エ 人員体制

非常勤職員の増員を図る。

(3) 出張申請等の推進

国の機関等との協議により、当該機関での出張申請補助などを行っていく。

(4) その他

ア 周知

区報・ホームページへの記事掲載及びポスターの掲示等によりカード取得方法の周知等を改めて図っていく。

イ 電子証明書の更新

マイナンバーカードに内蔵される電子証明書は、有効期限が5回目の誕生日までとなっており、令和2年1月から更新時期を迎えることになる。対象者については、事前にJ-LISから区に対象者のリストが通知されるので、対象者の増加に応じて専用窓口の設置や地区サービス事務所への案内などにより対応していく。

3 所要見込み額

令和元年度 65,804千円

令和2年度 145,000千円

※全額国への補助金（予定補助率10/10）を申請

4 今後の予定

令和元年12月

情報公開・個人情報保護審議会諮問
マイキーID設定支援用パソコンの設置
制度周知記事のホームページへの掲載等

令和2年3月

カード受取の予約システム運用開始
コールセンター開設

以上

国の方針

マイナンバーカードの普及促進等のポイント

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

全体スケジュール

(マイナンバーカード交付枚数(想定))

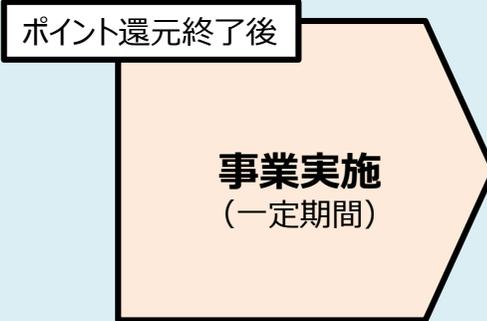
2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

(マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備)

2019年10月	「医療情報化支援基金」設置、医療機関等におけるシステムの検討を継続
2020年8月	詳細な仕様確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始
2021年3月末	健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す
2021年10月	マイナポータルでの薬剤情報の閲覧開始
2022年3月末	2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す
2023年3月末	概ね全ての医療機関等での導入を目指す

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について

- 令和2年度において、骨太の方針等を踏まえ、消費税率引上げに伴う需要平準化策(臨時・特別の措置)として、「マイナポイント」を活用した消費活性化策を実施。
- マイナポイントによって、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指す。

	対象者	令和元年度	令和2年度
		10月	
低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券	・住民税非課税者 ・学齢3歳未満の子(世帯主)		
中小・小規模事業者の店舗での消費者へのポイント還元等の支援策	・キャッシュレス決済手段を用いて支払いを行う消費者等		
マイナポイント※1を活用した消費活性化策	マイナンバーカードを取得し、マイキーID※2を設定した者(要件の詳細は今後検討)		

※1 マイナポイント:マイキーIDにより管理するポイント

※2 マイキーID:本人からの申請により付与されるIDで、マイナンバーとは別のID。広く行政サービスや民間サービスで利用可能。

「マイナポイント」を活用した消費活性化策について（検討の方向性）

- 一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与。

仕組みのイメージ

